

掛金改定に伴う事務処理について

掛金日額が令和3年10月1日から320円になります！



1日券 (310円) 10日券 (3,100円)

1日券 (320円) 10日券 (3,200円)

□ 証紙の購入について

令和3年10月以降は310円証紙の販売はしておりませんので、**令和3年9月30日までの就労分**については必要数を見込みで9月中に購入してください。

□ 証紙交換について

310円証紙が残った場合は、新証紙(320円)に交換ができます。

最寄りの金融機関で「共済契約者証」を提示して、交換を申し出てください。

交換期間	取扱い窓口
令和3年10月1日～令和3年12月末日	金融機関(代理店)
令和4年1月1日～令和5年9月末日	建退共事業本部のみ

★交換は未使用分のみ
です。消印をした証紙
は交換できません。

証紙交換を行う前に

- ①被共済者全員の共済手帳に令和3年9月30日の就労分までの証紙を貼り終えていること、
- ②下請へ令和3年9月30日までの出面分の証紙を交付していることを確認してください。

★ ばら証紙 (シートから切り離された証紙) は、貼付台紙に貼付して金融機関へ持ち込んでください。

貼付台紙は → [こちら](#)

★ 証紙交換を行った場合も 共済証紙受払簿への記入が必要です。

記入例は → [こちら](#)

□ 共済手帳について

令和3年9月末日までに発行された共済手帳はそのままご使用ください。

令和3年9月就労分までは310円の現行証紙を貼付していただき、令和3年10月1日以降の就労分については320円の新証紙を貼付してください。

なお、令和3年10月以降に発行された共済手帳には310円証紙は貼付できませんので、10月以降に更新を提出される際は、310円証紙(令和3年9月末日までの就労分)の貼り漏れがないかご確認のうえ手続きを行ってください。